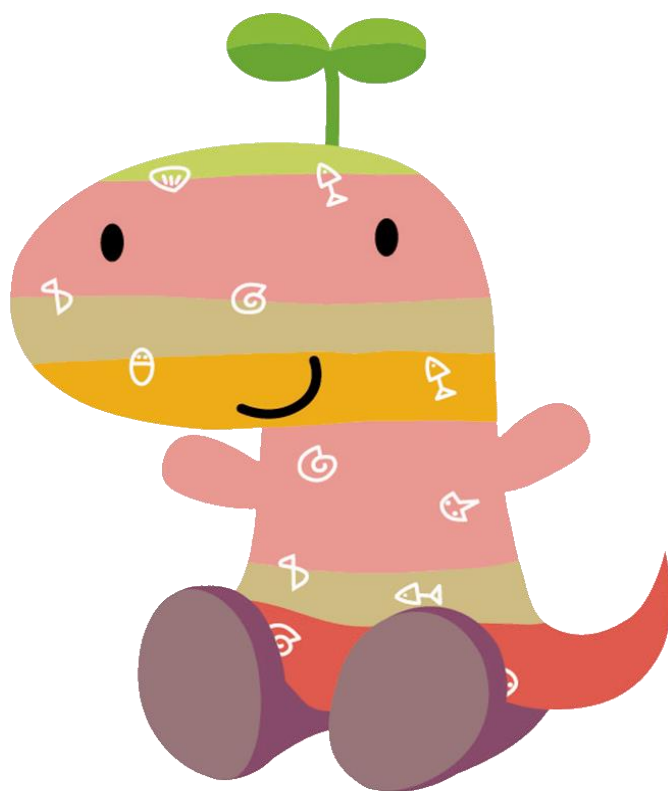


# 令和5年度 市有財産売却広報

入札日時／令和5年9月7日（木）  
入札開始 午後2時

会 場／氷上住民センター研修室（市役所隣）  
丹波市氷上町成松字甲賀1番地



丹波市財務部資産活用課

丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話 0795-82-0029(直通)

URL <https://www.city.tamba.lg.jp>

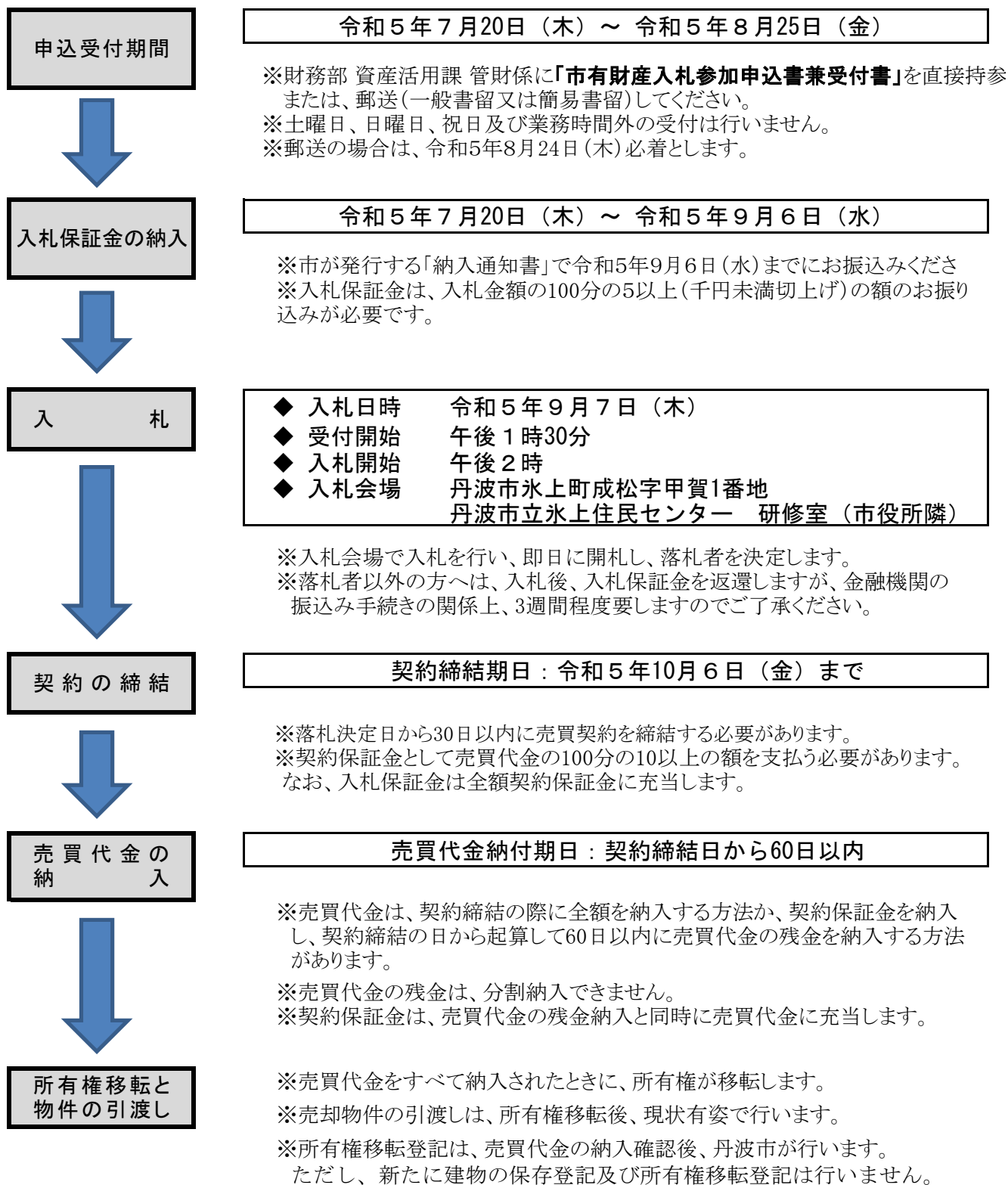
2023年7月19日作成

# 目次

I	入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ	1
II	売却物件一覧表	2
III	物件調書	3
IV	入札参加申込要領	
1	入札参加申込方法等	11
2	入札保証金の納入	14
3	入札の日程等	15
V	入札執行要領	
1	入札及び開札の日時等	16
2	入札当日に必要なもの	16
3	入札の方法等	17
4	開札	17
5	無効とする入札	17
6	落札者の決定	18
7	開札の結果	18
8	契約の締結	18
9	売買代金の納入	19
10	所有権の移転、物件の引渡し等	19
11	用途の制限	19
12	その他の留意事項	20
VI	市有財産売買契約書（案）	21
VII	各種様式（記載例）	25

VIII よくある質問?と回答! .....	40
------------------------	----

# 入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ



(注) 原則として、一般競争入札で申込者・落札者がいなかった場合は、所定の申込書を受付窓口へ提出された方の先着順（随意契約）で売却を行います（売却価格等については、入札を行った時と同じ条件）。

なお、不動産を新たに取得される場合は、売買代金の他、不動産取得税や登録免許税（所有権移転登記申請時）等の費用負担が必要となります。

## 売却物件一覧表

売却区分番号	売却物件の名称等				最低売却価格 (円)	頁
	種別	所在地等	地目	面積(m <sup>2</sup> )		
柏原1	土地	<旧職員駐車場> 丹波市柏原町柏原字上中町西側 281番1	宅地	415.35	12,720,000	P3
柏原2	土地	<柏原見長分譲地> 丹波市柏原町柏原字松ノ本964番3	宅地	175.73	2,280,000	P5
市島9	土地 建物	<旧市営住宅藤野団地> 丹波市市島町梶原字向藤野988番2	宅地	873.18	3,170,000	P7

※売却物件の詳細は、「Ⅲ 物件調書(P3～10)」をご確認ください。

売却区分番号：柏原1（旧職員駐車場）【土地】

所在地	地番		地目	面積（㎡）
		丹波市柏原町柏原字上中町西側 281 番 1		宅地
最低売却価格	12,720,000 円			
都市計画による制限	都市計画区域：都市計画区域内 区域区分：非線引区域 用途地域：指定なし 防火地域：指定なし 建ぺい率：70% 容積率：200%			
接道状況	東側：第42条第1項第1号道路			
アクセス	車	北近畿豊岡自動車道 氷上 I C までのアクセス 中国吹田 I C から約 60 分 阪神高速新神戸トンネルから約 60 分 氷上 I C から現地までのアクセス 旧職員駐車場まで約 10 分		
	電車	J R 大阪駅から J R 柏原駅まで約 1 時間 30 分 柏原駅から車約 5 分（約 1 km）		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道：未加入（加入金要）</li> <li>・下水道：公共ます有（受益者負担金不要）</li> </ul> ※詳細は上下水道部（経営管理課、水道課、下水道課）にお問合せください。 現況を変更する場合は、改めて加入金等が必要となる場合があります。			
	周知の遺跡であるため、文化財保護法第 93 条の届け出が必要となります。 ※詳細は、教育部（社会教育・文化財課）にお問合せください。			
	開発許可や建築等に関わる事項については、建設部（都市住宅課）または兵庫県民局までお問合せください。			
	土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等は実施していません。また、今後も市では土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等を実施しない他、同調査費用の請求にも応じられません。仮に地中埋蔵物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、市では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。 現状有姿での売却であり、市はその他一切の契約不適合責任を負いません。 物件の状況や法令等の規制等について、必ず入札参加者において、調査確認を行ってください。			
当該敷地内の工作物や非帰属物件は全て現況のまま引き渡します。市はこれらの移設、撤去等の費用は一切負担しません。				

1. 所在図



2. 写真



(注1) 所在図は現況を示したものではありません、おおよその位置の例示であるため、登記簿等により必ず現地確認を行ってください。



売却区分番号：柏原2（柏原見長分譲地）【土地】

所在地	地番	地目	面積（㎡）
		丹波市柏原町柏原字松ノ本 964 番 3	宅地
最低売却価格	2,280,000 円		
都市計画による制限	都市計画区域：都市計画区域内 区域区分：非線引区域 用途地域：指定なし 防火地域：指定なし 建ぺい率：60% 容積率：200%		
接道状況	南側：第42条第1項第5号道路 + 非道路		
アクセス	車	北近畿豊岡自動車道 氷上 I C までのアクセス 中国吹田 I C から約 60 分 阪神高速新神戸トンネルから約 60 分 氷上 I C から現地までのアクセス 柏原見長分譲地まで約 15 分	
	電車	J R 大阪駅から J R 柏原駅まで約 1 時間 30 分 柏原駅から車約 5 分（約 1 km）	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道：未加入（加入金要）</li> <li>・下水道：公共ます無（受益者負担金不要）</li> </ul> ※詳細は上下水道部（経営管理課、水道課、下水道課）にお問合せください。 現況を変更する場合は、改めて加入金等が必要になることがあります。		
	開発許可や建築等に関わる事項については、建設部（都市住宅課）または兵庫県民局までお問合せください。		
	土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等は実施していません。また、今後も市では土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等を実施しない他、同調査費用の請求にも応じられません。仮に地中埋蔵物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、市では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。 現状有姿での売却であり、市はその他一切の契約不適合責任を負いません。 物件の状況や法令等の規制等について、必ず入札参加者において、調査確認を行ってください。		
	当該敷地内の工作物や非帰属物件は全て現況のまま引き渡します。市はこれらの移設、撤去等の費用は一切負担しません。		



1. 所在図



2. 写真



(注1) 所在図は現況を示したものではありません、おおよその位置の例示であるため、登記簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：市島9（旧市営住宅藤野団地）【土地】

所在地	地番	地目	土地面積（㎡）
		丹波市市島町梶原字向藤野 988 番 2	宅地
最低売却価格	3,170,000 円		
都市計画による制限	都市計画区域：都市計画区域内 区域区分：非線引区域 用途地域：指定なし 防火地域：指定なし 建ぺい率：60% 容積率：200%		
接道状況	北側：第42条第1項第1号道路 東側：第42条第1項第1号道路 南側：第42条第1項第3号道路		
アクセス	車	北近畿豊岡自動車道 春日 I C までのアクセス 中国吹田 I C から約 60 分 阪神高速新神戸トンネルから約 60 分 春日 I C から現地までのアクセス 旧市営住宅藤野団地まで約 10 分	
	電車	J R 大阪駅から J R 市島駅まで約 2 時間 市島駅から車約 1 分（約 500m）	
参考事項	最低売却価格は、建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道：未加入（加入金要）</li> <li>・下水道：公共ます有（受益者分担金不要）</li> </ul> ※詳細は上下水道部（経営管理課、水道課、下水道課）にお問合せください。 現況を変更する場合は、改めて加入金等が必要になることがあります。		
	開発許可や建築等に関わる事項については、建設部（都市住宅課）または兵庫県民局までお問合せください。		
	敷地内に水道本管から切り離れた残置物（水道管）があります。		
	土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等は実施していません。また、今後市では土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等を実施しない他、同調査費用の請求にも応じられません。仮に地中埋蔵物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、市では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。 現状有姿での売却であり、市はその他一切の契約不適合責任を負いません。 物件の状況や法令等の規制等について、必ず入札参加者において、調査確認を行ってください。		
当該敷地内の工作物や非帰属物件は全て現況のまま引き渡します。市はこれらの移設、撤去等の費用は一切負担しません。			

売却区分番号：市島9（旧市営住宅藤野団地）【建物】登記無し

所在	丹波市市島町梶原字向藤野 988 番 2
種類	共同住宅
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床面積	1 階 138.65 m <sup>2</sup> 2 階 138.65 m <sup>2</sup> 合計 277.30 m <sup>2</sup>
建築時期	昭和51年12月新築
閉鎖時期	令和4年3月
参考事項	2 棟（西棟・東棟）ありますが、両棟ともに同じ造りです。建築、閉鎖時期も同様です。
	建物、付帯設備及び工作物は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、各種法令に基づき、落札者の負担と責任において行ってください。
	水道本管から切り離された、残置物（水道管）が埋設されています。
	令和2年に外壁のアスベスト定性分析調査を実施しましたが、アスベストは検出されませんでした。その他の部分については不明です。
	平成23年に実施した耐震補強検討結果報告書によると、耐震性能がかなり低いと指摘されています。
	現状有姿での売却であり、市は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。
建物内や敷地内の残置物については、落札者において処分してください。市はこれらの移設、撤去等の費用は一切負担しません。	



1. 所在図



2. 写真（外側）



(注1) 所在図は現況を示したのではなく、おおよその位置の例示であるため、公簿等により必ず現地確認を行ってください。



3. 写真 (内側)



# 入札参加申込要領

## 1 入札参加申込方法等

### (1) 申込書類の配布期間

令和5年7月20日(木)から令和5年8月25日(金)まで

※土曜日、日曜日、祝日及び業務時間(午前8時30分～午後5時15分)外の配布は、行いません。

### (2) 申込書類の配布場所

○丹波市 財務部 資産活用課 管財係

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 市役所 2階

○丹波市 総務部 (各支所)

氷上支所 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 市役所 1階

春日支所 〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 春日庁舎 1階

柏原支所 〒669-3396 丹波市柏原町柏原 5528 番地

青垣支所 〒669-3892 丹波市青垣町佐治 114 番地

山南支所 〒669-3198 丹波市山南町谷川 1110 番地

市島支所 〒669-4322 丹波市市島町上田 814 番地

丹波市立ライブピアいちじま オープンスペース

○HPからもダウンロードできます。

丹波市ホームページ <https://www.city.tamba.lg.jp>

### (3) 入札参加申込資格等

1) 入札参加申込のできる方は、次の①から④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当する個人又は法人とします。

① 自己が所有し、専用住宅の敷地として使用する方

② 自己が所有し、専用住宅又は自己の事業に供する敷地として使用する個人若しくは法人の方(風俗・遊興的施設等を目的としないこと)

③ 宅地建物取引業者の免許を持つ個人又は法人で、自ら建築確認申請を行ったうえ、専用住宅を建築して譲渡する方

④ 宅地建物取引業者の免許を持つ個人又は法人で、譲渡予定者の専用住宅を建築することを条件に譲渡する方

⑤ 入札保証金を納入し、後日、売買代金全額を支払い可能な方

2) 次に該当する方の入札参加申込はできません。

① 成年被後見人

② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない方

③ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない方

④ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない方

⑤ 破産者で復権を得ない方

- ⑥ 地方自治法施行令第 167 条の4に規定する資格制限に該当する方
- ⑦ 丹波市における不動産の売却等に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められ、その事実があった後、2年間を経過しない方  
なお、その方を代理人、支配人、使用人又は入札代理人とする方についても同様とします。  
ア) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した方  
イ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた方  
ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
- ⑧ 丹波市暴力団排除条例(平成 23 年丹波市条例第 53 号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有す方
- ⑨ 売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする方
- ⑩ 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第4条第2項に規定する団体、その団体の役職員又は構成員
- ⑫ 市の入札参加資格者名簿に登録されている方であって、丹波市入札参加資格制限基準(平成 16 年丹波市訓令第 23 号)に基づく入札参加の資格制限に該当している方
- ⑬ 市の入札参加資格者名簿に登録されている方であって、丹波市指名停止基準(平成 18 年丹波市告示第 778 号)に基づく指名停止を受けている方
- ⑭ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、破産法(平成 16 年法律第 75 号)若しくは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を受けている方又は会社法(平成 17 年法律第 86 号)により特別清算を行っている方
- ⑮ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している方
- ⑯ 土地売買契約の締結に際し、市が犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)に準じて行う本人確認に応じることができない方

#### (4) 現地説明会の開催

- 1) 希望者に各売却物件の現地説明会を令和5年8月7日(月)に実施します(1時間程度を予定)。詳細な時間は、令和5年8月4日(金)までに連絡先のメールアドレスに送ります。
- 2) 現地説明会への参加に関する留意事項は以下のとおりです。
  - ① 1者につき3名以内の参加とします。
  - ② 現地説明会に参加される場合は、現地説明会参加申込書により、令和5年8月3日(木)午前 11 時まで資産活用課へ電子メールで申し込んでください。
  - ③ 市有財産売却広報等の資料は、各自ご持参ください。
  - ④ 現地説明会への参加は入札参加申込の必須条件ではありません。
  - ⑤ 申し込みをされた場合は、必ず土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時 30 分から正午まで



及び午後1時から午後5時までに、資産活用課に電話にて、提出した旨を連絡してください。市が電子メールを受信した日時が提出日時となります。

## (5) 質問の受付及び回答

1) 入札参加希望者は、質問事項がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとします。

- ① 提出書類: 質問書
- ② 提出方法: 電子メール
- ③ 提出期間: 令和5年7月20日(木)から令和5年8月14日(月)午後5時まで
- ④ 回答方法: 市公式ホームページに質問及び回答を、令和5年8月18日(金)に掲載(予定)
- ⑤ 留意事項: 受け付けた質問とその回答についての留意事項は以下のとおりです。
  - ア) 公表する内容は質問とその回答のみとします。
  - イ) 回答の公表をもって、本広報等の補完、追加又は修正とします。
  - ウ) 意見表明と解されるもの、質問内容が不明確な質問には回答しないことがあります。
  - エ) 質問期日を過ぎた質問には、お答えできません。
  - オ) 質問書を提出された場合は、必ず土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、資産活用課に電話にて、提出した旨を連絡してください。市が電子メールを受信した日時が提出日時となります。

## (6) 申込方法

1) 申込受付期間等

**令和5年7月20日(木)～令和5年8月25日(金)**

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日及び業務時間外の受付は行いません。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

なお、郵送の場合は<8月24日(木)>必着とします。

2) 申込先(問い合わせ先)

**丹波市財務部資産活用課管財係(市役所2階)**

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話0795-82-0029(直通)

E-mail: shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp

担当: 大西裕滋、荻野浩仁

### 3) 提出書類

- ① 市有財産入札参加申込書兼受付書(25 ページ)
- ② 誓約書(27 ページ)
- ③ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ④ 法人登記事項証明書 ※法人の場合のみ
- ⑤ 法人税・消費税等の納税証明書(その3の3) ※法人の場合のみ
- ⑥ 丹波市税の滞納がないことを証明する書類※該当者のみ
- ⑦ 法人登記事項証明書に記された本店等がある市町村税の滞納がないことを証明する書類 ※該当者のみ  
※ 証明書類は、入札日の3ヵ月以内に発行されたものをご用意ください。
- ⑧ 役員一覧表(28 ページ) ※法人の場合のみ。
- ⑨ 共同入札者持分内訳書兼代表者選任届(29 ページ)  
※共同で取得を希望される場合のみ。
- ⑩ その他市が求める資料  
※入札参加資格等を確認するため、追加で資料の提出をお願いすることがあります。

### 4) 留意事項

- ① 申込みをされないと入札に参加できません。
- ② 共同で入札される場合は、代表者を選任してください。
- ③ 複数の物件の入札を希望される場合は、売却物件(売却区分番号)ごとに「市有財産入札参加申込書兼受付書」を提出してください。  
なお、添付書類(誓約書、印鑑登録証明書及び役員一覧表等)は、原本1部で結構です。
- ④ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、市有財産入札参加申込書兼受付書に記載された名義でしか行えません。共同での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込み、共有者全員の添付書類をご用意ください。
- ⑤ 売却物件は、**現状有姿で引渡します**。売却物件や近隣の権利関係を熟知のうえ、申し込みください。
- ⑥ 申込みの取下げは、受付期間内に限って行うことができますので、辞退届を資産活用課へ電子メールで提出してください。辞退届を提出された場合は、必ず土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、資産活用課に電話にて、提出した旨を連絡してください。市が電子メールを受信した日時が提出日時となります。
- ⑦ 契約の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。
- ⑧ 暴力団に利することとならない措置を講ずるために、上記⑦の意見聴取により得た情報を、市が締結する他の契約に利用することがあります。

## 2 入札保証金の納入

入札保証金とは、落札した場合にお支払いいただく売買代金の一部を先に納入することによっ

て、落札された場合の支払能力を担保するとともに、入札妨害や不正行為があった場合には、保証金として没収することで、公正な入札を実現するためのものです。

入札保証金の納入方法等については、次のとおりです。

- (1) 入札保証金は、入札参加申込受付後、市から送付する**納入通知書**(振込用紙)により指定する金融機関に振り込みください。
- (2) 入札保証金は、**令和5年9月6日(水) までに**振り込みください。
- (3) 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上(**千円未満は切り上げ**)の額を振り込みください。

〔例〕 **入札しようとする金額 12,720,000 円**

**12,720,000 円 × 5/100 = 636,000 円 ⇒ 636,000 円以上を振り込みください。**

※振り込んだ入札保証金の20倍の額が、入札額の上限となります。

〔例〕636,000 円を振り込まれた場合は、12,720,000 円を超える入札はできません。

- (4) 入札保証金は、売却物件(売却区分番号)ごとに振り込みください。  
※複数の物件の入札を希望された方は、複数の物件の合算でなく、売却物件ごとに振り込みください。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約時の契約保証金に充当します。
- (6) 落札者以外の入札保証金は返還しますので、**入札保証金振込先依頼書**(33 ページ)に必要事項を記載し、入札日に提出してください。

なお、金融機関への振込み手続きの関係上、3週間程度要しますのでご了承ください。

- (7) 入札保証金に利息は付きません。
- (8) 落札者が指定された契約締結日までに売買契約を締結しないとき(落札後、申込資格のない者であることが判明し、失格したときを含む)は、入札保証金を返還しません。
- (9) 入札妨害や不正行為を発見した場合は、入札保証金を没収します。

### 3 入札の日程等

現地説明会の日時	令和5年8月7日(月)
入札日	令和5年9月7日(木)
受付時間	午後1時30分～午後2時
入札開始時間	午後2時(売却区分番号ごとに順次実施)
会場	丹波市氷上町成松字甲賀1番地 氷上住民センター 研修室(市役所隣)
入札方法	一般競争入札
売買契約締結期日	令和5年10月6日(金)まで ※入札日から30日以内
売買代金支払期日	契約締結日から60日以内

# 入札執行要領

## 1 入札及び開札の日時等

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 入札及び開札日 | 令和5年9月7日(木)                              |
| (2) 受付時間    | 午後1時30分から午後2時まで                          |
| (3) 入札開始    | 午後2時(売却区分番号ごとに順次行います)                    |
| (4) 開札開始    | 売却区分番号ごとに入札終了後、直ちに開始                     |
| (5) 入札会場    | 丹波市氷上町成松字甲賀1番地<br>丹波市立氷上住民センター 研修室(市役所隣) |

※受付は、午後2時で終了します。入札開始時刻以降の入札参加はできませんので、時間に余裕を持ってお越しください。

※受付時に次の「2 入札当日に必要なもの」の①から⑥の書類が無ければ、入札に参加できませんのでご注意ください。

## 2 入札当日に必要なもの

### ① 市有財産入札参加申込書兼受付書(写)

※受付印を押印したものの写し

### ② 入札保証金の領収証書

※金融機関の領収印があるもの(原本に限る)

### ③ 身分を証明する書類

※当日来庁し、入札される方の運転免許証等の身分証明書(顔写真があるものは1点、顔写真がないものは2点必要です。)

### ④ 委任状(35 ページ)

※代理人が入札される場合、又は法人で代表者以外の方が入札される場合に、所定の委任状が必要です。

### ⑤ 入札書に押印する印鑑 ※スタンプ式のもの不可

※入札者本人(個人、法人の場合)が入札する場合、又は共同入札で代表者が入札する場合は、「市有財産入札参加申込書兼受付書」に押印された、印鑑登録印をご持参ください。

※代理人が入札される場合、又は法人及び共同入札で代表者以外の方が入札される場合は、委任状に押印された印鑑をご持参ください。

### ⑥ 入札保証金振込先依頼書(33 ページ)

※入札保証金の返還を希望される振込先を記載してご持参ください。

※複数の物件の入札を希望された方は、複数物件の合算ではなく、売却物件(売却区分番号)ごとに作成してください。

### 3 入札の方法等

- (1) 入札書は、ボールペンで記入してください。
- (2) 入札書は、売却物件(売却区分番号)ごとに記入してください。
- (3) 入札書の入札者覧には、入札者本人(個人、法人の場合)が入札する場合は、入札者の住所・氏名を記入のうえ、入札者の印鑑を押印してください。共同入札で代表者が入札する場合は、代表者の住所・氏名を記入のうえ、代表者の印鑑を押印してください。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者欄に入札者本人(個人、法人の場合)の住所と氏名を、共同入札の場合は、代表者の住所・氏名を記入してください。代理人欄には、代理人の住所と氏名を記入し、代理人の印鑑(委任状に使用した印鑑)を押印してください。
- (5) 入札書に記入された入札価額の訂正や抹消はできません。アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)の字体を使用するとともに鮮明に記入し、頭部には必ず「金」又は「¥」をつけてください。
- (6) 入札書に記入した内容で書き損じがある場合は、入札書の再交付を請求してください。
- (7) 架空の名義や他人の名義は、絶対に使わないでください。入札書に記入された住所・氏名により登記を行います。
- (8) 入札箱に投入した入札書は、入札時間内であっても、書換え、引換え、変更又は取消しすることができません。
- (9) 同一人物が、同一の売却物件について、2通以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

### 4 開 札

開札は、入札締切後、入札会場において、入札者の面前で行います。

### 5 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 入札書を所定の日時まで提出しなかった入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上行った入札又はこれらの者がさらに他の者を代理して行った入札
- (4) 連合、その他の不正行為によって行ったと認められる入札
- (5) 入札保証金が納入されていない入札又は入札保証金の額が入札価額の100分の5以上の額に達していない入札
- (6) 入札書に「入札価額」、「金」又は「¥」、「売却区分番号」、「入札年月日」、「入札者の住所、氏名(法人の場合は所在地、法人名、代表者職・氏名)」の記入及び押印のない入札又はこれらが明らかでない入札
- (7) 入札書に記入された入札価額が訂正されている入札
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、丹波市財務規則及び入札に関する条件等に違反した入札

## 6 落札者の決定

- (1) 入札の回数は、1回のみです。
- (2) 落札者は、入札価額が丹波市の定める最低売却価格以上で、かつ有効な入札のうち、最高価額を入札した者とします。
- (3) 同額の最高価額による入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定することとし、落札者となるべき同額の入札をした者は、この「くじ」を引くことを辞退できません。

## 7 開札の結果

開札した際に、落札者がある場合は、その者の氏名(法人の場合は名称)及び落札価額を、落札者がいない場合は、その旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

また、開札の結果(落札者の氏名、名称、落札価額)を入札者以外に公表する場合があります。

## 8 契約の締結

契約は、落札物件ごとに行います。

### 売買契約締結に必要なもの

#### 【全員】

- ①印鑑(印鑑登録印)
- ②収入印紙 ※落札物件(契約書)ごとに必要です。
- ③契約保証金 ※売買代金を契約締結時に全額支払われる場合は不要です。

#### 【個人のみ】

- ④成年後見登記制度における登記されていないことの証明書  
※法務局又は地方法務局で交付してもらってください。
- ⑤破産していない旨の証明書  
※本籍地の市町村で交付してもらってください。  
※証明書類は、契約締結日から3カ月以内に発行されたものをご用意ください。

- (1) 落札者は、令和5年10月6日(金)までに売買契約を締結しなければなりません。
- (2) 売買契約は、落札者名義で締結します。共同入札で落札された場合は、「共同入札者全員」の名義で締結します。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙の購入等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

#### <参考> 契約書に貼付する収入印紙の額

契約金額	収入印紙の額
100万円超～500万円以下	1,000円
500万円超～1,000万円以下	5,000円
1,000万円超～5,000万円以下	10,000円

- (4) 契約の締結にあたっては、売買代金の100分の10以上の契約保証金が必要です。市が発行する納入通知書により、令和5年10月6日(金)までに納入してください。

なお、売買代金を契約締結時に全額納入される場合の契約保証金は不要です。

- (5) 契約保証金の納入が完了した時点で契約締結となります。
- (6) 契約と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。
- (7) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 9 売買代金の納入

- (1) 売買代金の残金は、市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入してください。
- (2) 売買代金の残金は、分割納入できません。
- (3) 契約保証金は、上記(1)の納入と同時に、売買代金に充当します。

## 10 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 売買代金が全額納入されたときに所有権が移転します。
- (2) 売却物件の引渡しは、所有権移転後に、入札時における環境条件(現状有姿)で引渡すものとします。

なお、契約締結後の条件変更の要求には応じられません。

- (3) 市は売買代金の納入確認後に、登記申請を行います。
- (4) 売却物件に賦課される公租公課等の費用は、引渡し当日から買主の負担となります。

### 所有権移転登記に必要なもの

- ①住所証明書 ※売買契約締結日以降に発行されたもの。

(個人の場合:住民票の抄本、法人の場合:全部事項証明書又は代表者事項証明書)

- ②登録免許税(収入印紙により支払い)

《登録免許税額の計算方法》

(土地)固定資産税評価額(千円未満切捨て)×1,000分の20(百円未満切捨て)

※固定資産税評価額は、落札価額ではありません。

## 11 用途の制限

当該売却物件については、契約書において以下の制限が付されますのでご注意ください。

- (1) 「丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと。
- (3) 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利



用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第4条第2項に規定する団体、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為等の活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

## 12 その他の留意事項

(1) 入札参加希望者は、本広報の記載内容、売却物件一覧表、市有財産売買契約書(案)の各条項をすべて承知したうえで入札してください。

(2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、建築基準法や市の条例等により指導等がなされる場合がありますので、利用に係る法令上の諸規制については、必ず入札参加希望者において関係機関にご確認ください。

(3) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。

(4) 現状有姿での引渡しとなりますので、必ず入札参加希望者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

(5) 売却物件に係る土壤汚染調査、地質調査及び埋設物調査等は実施していません。また、今後も市では土壤汚染調査、地質調査及び埋設物調査等を実施しない他、同調査費用の請求にも応じられません。仮に地中埋蔵物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、市では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。

現状有姿での売却であり、市はその他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令等の規制等について、必ず入札参加者希望者において、調査確認を行ってください。

(6) 立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却物件敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、丹波市では、一切行いません。

(7) 上下水道、電気など供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、丹波市では補修や引き込み工事などの実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、入札参加希望者で対応してください。

(8) 越境物に関して、丹波市は、越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていません。

(9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において行っていただきます(契約後に判明した場合も同様)。

(10) 落札者は、面積その他売却物件一覧表に記載した事項について、現地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することはできません。

(11) 原則として、一般競争入札で申込者・落札者がいなかった場合は、所定の申込書を受付窓口へ提出された方の先着順(随意契約)で売却を行います(売却価格等については、入札を行った時と同じ条件)。

なお、不動産を新たに取得される場合は、売買代金の他、不動産取得税や登録免許税(所有権移転登記申請時)等の費用負担が必要となります。

## 市有財産売買契約書（案）

丹波市が所有する物件について、丹波市（以下「売主」とする。）と〇〇〇〇〇（以下「買主」とする。）は、次のとおり売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主買主双方は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、末尾記載の物件（以下「売却物件」という。）を現状有姿のまま買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金《落札金額》円（うち建物及び工作物の代金0円）とする。

（契約保証金）

第4条 この売却物件の売買に関する契約保証金の額は、売却物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第5条 買主は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を売主に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金は、買主が入札参加時に納入した入札保証金を充当できるものとする。

3 第1項及び第2項の契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 第1項及び第2項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

（売買代金の納入）

第6条 買主は、第3条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金との差額を、売主が指定する方法により、指定する日までに一括して納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第7条 売主は、買主が前条に定めるところにより売買代金を完納したときは、契約保証金を売主において売買代金に充当するものとする。

（遅延利息）

第8条 買主は、第6条の代金を同条の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ売主に担保物件を示した上で届け出をし、その承認を得るものとする。

2 買主は、第6条の代金を同条の納入期日までに納入できないときは前項に規定する承認を受け、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、公共団体等の場合は年6.5%、それ以外の者は7.25%の利率で計算した遅延利息を、売主の発行する納入通知書により、売主の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第9条 売却物件の所有権は、買主が第6条の代金及び前条第2項の遅延利息を完納したときに売主から買主に移転するものとする。

（売却物件の引渡し）

第10条 売主は、前条の規定による所有権移転後に、売却物件を引渡時の現状で遅滞なく買主に引渡すものとする。

2 買主は、売却物件が現状で引き渡されることを了知のうえ、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。

3 買主は、売却物件の引渡しを受けたときは、直ちに売主の定める受領書を売主に提出するものとする。

(所有権移転登記の嘱託及びその費用)

第 11 条 買主は、第 9 条の規定による所有権が移転した後、速やかに売主に対し、所有権の移転登記を請求するものとし、売主は、買主の請求により、遅滞なく所有権の移転登記を所轄法務局に嘱託するものとする（ただし、売主は新たに建物の保存登記及び所有権移転登記は行わない。）。

2 前項の所有権移転登記等に要する費用は、買主の負担とする。

(公租公課等の負担)

第 12 条 売却物件に賦課される公租公課等の費用は、引渡し前日までは売主、引渡し当日より買主が負担し、引渡し期日において清算する。

(用途の制限)

第 13 条 買主は、売却物件を次の用途に供してはならない。

(1) 丹波市暴力団排除条例（平成 23 年丹波市条例第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する団体、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為等の活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(用途制限の承継義務等)

第 14 条 買主は、第三者に対して売却物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前条に定める用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前条の定めを反する使用をさせてはならない。

2 買主は、前項の第三者が売却物件又は本契約締結後に売却物件に設置した建物等の物件を他の第三者に所有権移転する場合にも同様に、前項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

3 買主は、売却物件又は本契約締結後に売却物件に設置した建物等の物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利等を設定するときも、当該第三者に対して、前条の定めを反する使用をさせてはならない。

4 買主は、前項の第三者が売却物件又は本契約締結後に売却物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付等により使用させる場合にも同様に、前条及び前項の内容を遵守させなければならない。

5 売主は、前条及び本条第 1 項から第 4 項に規定する事項について必要があると認めるときは、売却物件等について実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

6 本条第 1 項から第 4 項における当該第三者が前条に規定する用途の制限に違反した

場合の責務は、買主が負わなければならない。

(非帰属物件)

第 15 条 売却物件に存する電柱等売主に帰属しない物件（以下「非帰属物件」という。）は、売渡し後も買主に帰属しないものとする。

2 買主は、第 10 条に定める売却物件の引渡しを受けたときに、売主と非帰属物件の管理者との間で交わされた非帰属物件の取扱に関する内容を引継ぐものとする。

(危険負担)

第 16 条 この契約締結後、売却物件の引渡しまでにおいて、売却物件が売主の責めに帰することのできない事由により滅失し又は毀損した場合の損失は、買主の負担とする。

(契約不適合責任)

第 17 条 買主は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売却物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約解除)

第 18 条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は、本契約を解除することができるものとする。

2 売主は、買主が丹波市暴力団排除条例（平成 23 年丹波市条例第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(買主の原状回復義務等)

第 19 条 買主は、前条の規定により契約が解除されたときは、売主の指定する日までに売却物件を原状に回復して売主に返還しなければならない。

ただし、売主が該当売却物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項のただし書きの場合において、売却物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。

また、買主の責に帰すべき事由により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。

3 買主は、第 1 項に定めるところにより売却物件を売主に返還するときは、売主の指定する日までに当該売却物件の所有権移転登記手続きをするものとする。

(違約金)

第 20 条 売主が、第 18 条の規定により契約を解除したときは、買主は売却物件の売買代金の 100 分の 10 に相当する額を違約金として売主に支払わなければならない。

2 売主は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができるものとする。

3 第 1 項の違約金は、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(賠償責任)

第 21 条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を買主に請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第 22 条 買主は、第 18 条の規定によりこの契約を解除された場合において、売却物件に投じた有益費やその他の費用等があってもこれを売主に請求することができない。

(返還金)

第 23 条 売主は、本契約を解除したときは、納入された第 3 条に定める売買代金と第 20 条第 1 項の規定により支払うべき違約金との差額を、買主に返還するものとする。

2 売主は、前項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び第 21 条の規定により売主に支払うべき金額があるときは、これらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、双方協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 本契約に関する一切の法律関係に基づく訴え等については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(売主) 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地  
兵庫県丹波市  
丹波市長

(買主)

売却物件の表示 (土地)

所 在	地 目	地 積	備 考
		m <sup>2</sup>	

売却物件の表示 (建物) 【登記：無】

所 在	家屋番号	構造	延床面積 (m <sup>2</sup> )

# 市有財産入札参加申込書兼受付書

令和 年 月 日

丹波市長様

私は、次の事項を誓約し市有財産入札への参加を申し込みます。

- 1 本広報 IV入札参加申込要領 1 (3)入札参加申込資格等の1)の①から④のいずれかに該当するとともに⑤に該当し、2)の①から⑩に該当しないことを誓約します。
- 2 本広報に記載の諸事項、売却物件一覧、市有財産売買契約書(案)、売却物件の法令上の規制等すべて承知のうえで入札します。

◆ 申込者

住 所	〒 -	印 (印鑑登録印)
法人所在地		
フリガナ 氏名・法人名 及 び 法人代表者職 氏 名 電 話 番 号	( )	

◆ 共同入札者 (申込者以外をご記入ください。)

フリガナ 氏 名	住 所	印 (印鑑登録印)

◆ 入札参加申込物件

売却区分番号	売却物件の所在地	入札物件購入後の利用用途
	< 丹波市 >	<input type="checkbox"/> 専用住宅の敷地 <input type="checkbox"/> 事業用用地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に) ( )

注) 入札参加しようとする物件の売却区分番号及び売却物件の所在地を、本広報 (2ページ) の売却物件一覧に記載のとおり記入してください。入札物件購入後の利用用途欄にチェックしてください。

◆ 添付書類

- ①誓約書
  - ②印鑑登録証明書 (法人の場合は、印鑑証明書)
  - ③法人登記事項証明書 (法人の場合のみ)
  - ④法人税・消費税等の納税証明書 (その3の3) (法人の場合のみ)
  - ⑤丹波市税の滞納がないことを証明する書類 (該当者のみ)
  - ⑥法人登記事項証明書に記された本店等がある市町村税の滞納がないことを証明する書類 (該当者のみ)
- ※証明書は、入札日の3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ⑦役員一覧表 (法人の場合のみ)
  - ⑧共同入札者持分内訳書兼代表者選任届 (共同入札の場合のみ)
  - ⑨その他市が求める資料 (入札参加資格等を確認するため、追加で資料の提出をお願いすることがあります。)

受付印

市有財産入札参加申込書兼受付書


令和5年8月25日

丹波市長様


私は、次の事項を誓約し市有財産入札への参加を申し込みます。

- 1 本広報 IV入札参加申込要領 1 (3)入札参加申込資格等の1)の①から④のいずれかに該当するとともに⑤に該当し、2)の①から⑯に該当しないことを誓約します。
- 2 本広報に記載の諸事項、売却物件一覧、市有財産売買契約書(案)、売却物件の法令上の規制等すべて承知のうえで入札します。

◆ 申込者

住所	〒669-3601	印(印鑑登録印)
法人所在地	丹波市氷上町成松字甲賀1番地	
フリガナ 氏名・法人名 及 び 法人代表者職 氏 名	タンバ タロウ  丹 波 太 郎	
電話番号	0795(82)1001	

◆ 共同入札者(申込者以外をご記入ください。)

フリガナ 氏名	住所	印(印鑑登録印)
タンバ ジロウ 丹波 二郎	丹波市氷上町成松字乙賀222番地	

◆ 入札参加申込物件

売却区分番号	売却物件の所在地	入札物件購入後の利用用途
〇〇1	<〇〇分譲地> 丹波市〇〇町〇〇字〇〇123番	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅の敷地 <input type="checkbox"/> 事業用用地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> その他(具体的に) ( )

注) 入札参加しようとする物件の売却区分番号及び売却物件の所在地を、本広報(2ページ)の売却物件一覧に記載のとおり記入してください。入札物件購入後の利用用途欄にチェックしてください。

◆ 添付書類

- ①誓約書
  - ②印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)
  - ③法人登記事項証明書(法人の場合のみ)
  - ④法人税・消費税等の納税証明書(その3の3)(法人の場合のみ)
  - ⑤丹波市税の滞納がないことを証明する書類(該当者のみ)
  - ⑥法人登記事項証明書に記された本店等がある市町村税の滞納がないことを証明する書類(該当者のみ)
- ※証明書は、入札日の3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ⑦役員一覧表(法人の場合のみ)
  - ⑧共同入札者持分内訳書兼代表者選任届(共同入札の場合のみ)
  - ⑨その他市が求める資料(入札参加資格等を確認するため、追加で資料の提出をお願いすることがあります。)

受付印



# 誓約書

丹波市暴力団排除条例（平成 23 年丹波市条例第 53 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、売主がこの誓約書の情報（役員一覧表を含む。）を所管の警察署長に提供することについて同意する。

## 記

- 1 条例第 2 条第 1 項第 1 号で規定する暴力団、又は第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 上記 1 及び 2 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他市が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

丹波市長 様

(申込者)

住 所

(所在地)

---

氏 名

(法人名)

(代表者名)

---

⑩

(印鑑登録印)

## 役員一覧表

商号又は名称 (個人の場合に あつては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あつては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
		大正 昭和 平成 年 月 日	男・女	
備 考				

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

- ① 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員等を記載してください。
- ② 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ③ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ④ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

# 共同入札者持分内訳書兼代表者選任届

令和 年 月 日

丹波市長様

私たちは、下記物件の入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為(代理人への委任を含む)を代表させることを届け出ます。

## 1 入札参加申込物件

売却区分番号	売却物件の所在地等
	< 丹波市 >

注) 参加しようとする物件の売却区分番号及び所在地を本広報(2ページ)の「売却物件一覧表」のとおり記入してください。

## 2 代表者及び共同入札者

		住 所・氏 名 等	印(印鑑登録印)	持分割合
代表者	住 所 (所在地)			/
	フリガナ			
	氏 名			
	[法人名及び 代表者名]			
	住 所 (所在地)			/
	フリガナ			
	氏 名			
	[法人名及び 代表者名]			
	住 所 (所在地)			/
	フリガナ			
	氏 名			
	[法人名及び 代表者名]			
	住 所 (所在地)			/
	フリガナ			
	氏 名			
	[法人名及び 代表者名]			

※共同入札者全員を記載してください。

※共同入札者全員の登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

## 共同入札者持分内訳書兼代表者選任届

令和5年8月25日

丹波市長様



私たちは、下記物件の入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為(代理人への委任を含む)を代表させることを届け出ます。

### 1 入札参加申込物件

売却区分番号	売却物件の所在地
〇〇1	<p>&lt;〇〇分譲地&gt;</p> <p>丹波市〇〇町〇〇字〇〇123番</p>

注) 参加しようとする物件の売却区分番号及び所在地を本広報(2ページ)の「売却物件一覧表」のとおり記入してください。

### 2 代表者及び共同入札者

		住所・氏名等	印(印鑑登録印)	持分割合
代表者	住所 (所在地)	丹波市氷上町成松字甲賀1番地		2/3
	フリガナ	タンバ タロウ		
	氏名 [法人名及び 代表者名]	丹波 太郎		
代表者	住所 (所在地)	丹波市氷上町成松字乙賀222番地		1/3
	フリガナ	タンバ ジロウ		
	氏名 [法人名及び 代表者名]	丹波 二郎		
代表者	住所 (所在地)			/
	フリガナ			
	氏名 [法人名及び 代表者名]			
代表者	住所 (所在地)			/
	フリガナ			
	氏名 [法人名及び 代表者名]			

※共同入札者全員を記載してください。

※共同入札者全員の登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

# 入 札 書

※入札価額は、アラビア数字で記入してください。  
 ※最初の数字の前に「金」又は「¥」を入れてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり、「令和5年度 市有財産売却広報」等を承知のうえ入札します。

丹 波 市 長 様

令 和   年   月   日

入札者 (代表者)	住(居)所 (所在地)	
	[ 氏 名 法人名 代表者名 ]	Ⓜ
上 記 代理人	住(居)所 (所在地)	
	[ 氏 名 法人名 代表者名 ]	Ⓜ  (代理人使用印)

(注意事項)

- 1 入札書は、ボールペンで記入してください。
- 2 入札書は、売却区分の番号ごとに記載し、それぞれ提出してください。
- 3 代理人が入札する場合も、入札者の住所、氏名を記載してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って「委任状」を提出してください。
- 5 書き損じたときは、訂正をしないで新たな入札書を請求してください。
- 6 架空の名義や他人の名義を使わないでください。
- 7 入札箱に投入した入札書は、書換え、引換え、変更または取消しすることができません。

# 記載例

## 入 札 書

※入札価額は、アラビア数字で記入してください。  
 ※最初の数字の前に「金」又は「¥」を入れてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
〇〇1			¥ 8	0	0	0	0	0	0	0

上記のとおり、「令和5年度 市有財産売却広報」等を承知のうえ入札します。

丹波市長様

令和5年9月7日

入札者 (代表者)	住(居)所 (所在地)	丹波市氷上町成松字甲賀1番地
	氏名 法人名 代表者名	丹波太郎
上記 代理人	住(居)所 (所在地)	
	氏名 法人名 代表者名	(代理人使用印)

### (注意事項)

- 1 入札書は、ボールペンで記入してください。
- 2 入札書は、売却区分の番号ごとに記載し、それぞれ提出してください。
- 3 代理人が入札する場合も、入札者の住所、氏名を記載してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って「委任状」を提出してください。
- 5 書き損じたときは、訂正をしないで新たな入札書を請求してください。
- 6 架空の名義や他人の名義を使わないでください。
- 7 入札箱に投入した入札書は、書換え、引換え、変更または取消しすることができません。

# 入札保証金振込先依頼書

令和 年 月 日

丹波市長 様

入札者

住 所  
 [所在地] \_\_\_\_\_  
 氏 名  
 [法人名] \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

下記の金額を「令和5年度 市有財産売却にかかる入札保証金」として納入しました。  
 なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納入した入札保証金を下記の口座に振込みください。

売却区分番号	¥ _____

振込先	金融機関名	銀行 店 金庫 店 農協 店 信組 店							
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他 ( )							
	口座番号	※左づめでご記入ください。 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>							
口座名義人 氏 名	(フリガナ)								

注) ※売却区分番号、入札保証金額及び振込先欄（枠内）について、記入してください。  
 ※入札保証金を納入した売却物件（売却区分番号）ごとに記入してください。  
 ※振込先については、間違いのないよう確認のうえ記入してください。



# 記載例

## 入札保証金振込先依頼書

令和5年9月7日

丹波市長 様

入札者

住所

[所在地]

丹波市氷上町成松字甲賀1番地

氏名

[法人名]

代表者名

丹波太郎



印

下記の金額を「令和5年度 市有財産売却にかかる入札保証金」として納入しました。  
 なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納入した入札保証金を下記の口座に振込みください。

売却区分番号	
〇〇1	¥ 450,000

振込先	金融機関名	銀行 店 金庫 店 丹波ひかみ 農協 本店 信組 店
	預金の種類	普通預金・当座預金・その他（ ）
	口座番号	※左づめでご記入ください。 1   2   3   4   5   6   7
	口座名義人氏名	(フリガナ) タンバ タロウ 丹波太郎

- 注) ※売却区分番号、入札保証金額及び振込先欄（枠内）について、記入してください。  
 ※入札保証金を納入した売却物件（売却区分番号）ごとに記入してください。  
 ※振込先については、間違いのないよう確認のうえ記入してください。

# 委任状

令和 年 月 日

丹波市長様

委任者 住所  
(入札者) (所在地) \_\_\_\_\_

氏名  
〔法人名〕  
代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞ (印鑑登録印)

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

私は、市有財産売却にかかる入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

受任者 住所  
(所在地) \_\_\_\_\_

氏名  
〔法人名〕  
代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞ (入札使用印)

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

## 記

- 1 委任する権限  
令和5年度市有財産売却の

売却区分番号 \_\_\_\_\_ の入札等に関する一切の権限

注)ア 委任者が使用する印鑑は、「市有財産入札参加申込書兼受付書」に押印する印鑑登録印を使用すること。

イ 委任者が法人の場合は、氏名欄に法人名、代表者の職及び代表者名を必ず併記すること。


ウ 受任者が使用する印鑑は、入札書に押印する印鑑と同じにすること。

## 委任状

令和5年9月7日

丹波市長様


住所  
委任者 (所在地) 丹波市氷上町成松字甲賀1番地  
(入札者)

氏名  
〔法人名〕  
代表者名 丹波太郎  (印鑑登録印)

電話番号 0795(82)1001

私は、市有財産売却にかかる入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

住所  
受任者 (所在地) 丹波市柏原町柏原1番地

氏名  
〔法人名〕  
代表者名 入札一郎  (入札使用印)

電話番号 0795(72)0544

### 記

- 1 委任する権限  
令和5年度市有財産売却の

売却区分番号 〇〇1 の入札等に関する一切の権限

注)ア 委任者が使用する印鑑は、「市有財産入札参加申込書兼受付書」に押印する印鑑登録印を使用すること。

イ 委任者が法人の場合は、氏名欄に法人名、代表者の職及び代表者名を必ず併記すること。

ウ 受任者が使用する印鑑は、入札書に押印する印鑑と同じにすること。

## 現地説明会参加申込書

(申込者)  
住 所  
(所在地)  
\_\_\_\_\_  
氏 名  
(法人名)  
(代表者名)  
\_\_\_\_\_  
電話番号  
E - mail

令和5年度市有財産売却にかかる現地説明会への参加について、以下のとおり申し込みます。

参加者 (3名まで)	(役職)	(氏名)
	(役職)	(氏名)
	(役職)	(氏名)
参加を希望する物件	売却区分番号： ※希望する物件の売却区分番号を記載してください。	
現地説明会の時間 帯へ希望順に1～ 3の数値を記入し てください	希望する 時間帯	開催日：令和5年8月7日（月）
		9時～10時
		10時～11時
		11時～12時
		13時～14時
		14時～15時
		15時～16時

※現地説明会に参加を希望される場合は令和5年8月3日(木) 午前11時までに資産活用課へ電子メールで申し込んでください。

※複数個所の参加を希望される場合は、売却区分番号ごとに申込書を提出してください。

(申込先：shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp)

丹波市役所 財務部 資産活用課(担当：大西裕滋、荻野浩仁)  
TEL:0795-82-0029(直通)

令和 年 月 日

## 質 問 書

(申込者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

電話番号

E - mail

令和5年度市有財産売却広報の記載内容について、以下のとおり質問します。

質問箇所	質問事項
売却広報 〇〇ページ	

※ 令和5年7月20日(木)から令和5年8月14日(月)午後5時までに、電子メールで申し込んでください。

(申込先：shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp)

丹波市役所 財務部 資産活用課(担当：大西裕滋、荻野浩仁)  
TEL:0795-82-0029(直通)

令和 年 月 日

## 辞 退 届

丹波市長  
林 時 彦 様

(申込者)  
住 所  
(所在地)  
\_\_\_\_\_  
氏 名  
(法人名)  
(代表者名)  
\_\_\_\_\_  
電話番号  
E - mail

令和5年度市有財産売却広報に基づき、令和 年 月 日付けで市有財産入札参加申込書兼受付書を提出しましたが、今般、都合により本入札への応募を辞退します。

辞退する物件名	
---------	--

## 市有財産入札 よくある質問？と回答！

1 申込書の提出は、郵送でもよろしいですか？

☞ 郵送(一般書留又は簡易書留)でも結構です。  
ただし、期日必着のものに限ります。

2 申込みは、土曜日、日曜日、祝日でも受付できますか？

☞ 土曜日、日曜日、祝日及び業務時間(8:30~17:15)外の  
受付はできません。

3 現地説明会は、開催されますか？

☞ 現地説明会は、希望者を対象に実施します。

4 申込資格の確認はどのようにされるのですか？

☞ 添付書類及び申込者の誓約により確認します(無資格者であることが分かった場合、  
応札、落札、契約等、入札に係るすべての手続きを無効とします)。

5 申込みをせずに、当日(令和5年9月7日)の入札ができますか？

☞ できません。必ず期日までに申込み(市有財産入札参加申込書兼受付書の提出)を  
行ってください。なお、申込みは各支所では受付できませんので、必ず資産活用課へ  
提出してください。

6 入札保証金は、入札当日に納入してもよろしいですか？

☞ 入札当日の納入はできません。入札保証金は、必ず期日(令和5年9月6日)までに納  
入してください。入札保証金を納入せずに入札された場合は、無効となります。

7 申込期間内に、入札保証金の積み増しはできますか？

☞ 入札保証金の積み増しは、できません。

8 申込期間内に、他の申込者の状況を確認できますか？

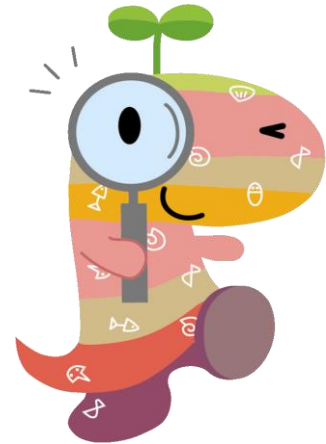
☞ 公正な入札執行に影響しかねないため、できません。また、申込者数もお答えできま  
せん。

9 申込書が受付されたことの確認はどうすればよろしいですか？

☞ 期限内に届いた申込書(兼受付書)は、記載内容を確認したうえで、受付印を押印し、  
入札保証金の納入通知書とともに郵送にてお届けします。なお、記載内容に不備があ  
る場合は、お届けする前に補正いただきます。

10 入札参加を申し込んだ後に参加を取りやめることができますか？

☞ 受付期間内に限り、できます。なお、その場合の入札保証金の  
返還は、入札日以降に、ご指定の口座へ振り込みます。



11 入札で同じ額を応札した場合は、どのように落札者を決定されるのですか？

☞「くじ」により落札者を決定します。なお、「くじ」を辞退することはできません。

12 落札しなかった場合の、入札保証金はいつ返還されますか？

☞入札日から3週間程度で、ご指定の口座に振り込みます。

13 開札の結果の公表はされますか？

☞開札結果として、落札者の氏名、名称、落札価額を公表する場合があります。予め、ご了承ください。

14 落札後の登記は、落札者がするのですか？

☞落札後の不動産の名義変更(所有権移転登記)は、市が行います。  
ただし、登録免許税等、登記申請に係る費用は、すべて落札者に負担いただきます。  
また、登記申請に必要な書類への押印等の手続きも必要となります。  
※新たに建物の保存登記及び所有権移転登記について、市では行いません。

15 契約代金の分割納入はできますか？

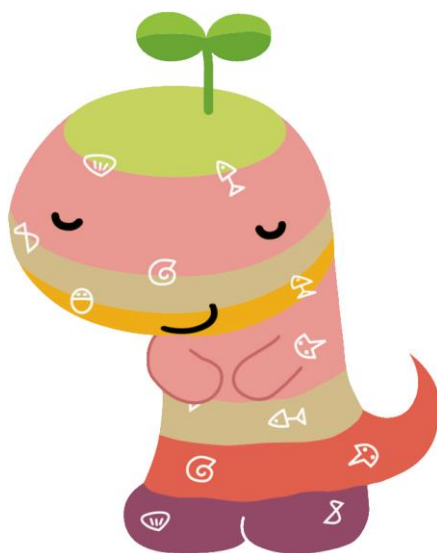
☞分割での納入はできません。売買契約の代金は、期日までの一括支払いとなります。

16 売買代金には、消費税がかかりますか？

☞かかりません。

17 落札した場合、売却物件の引渡しは、いつになりますか？

☞落札後、市有財産売買契約を締結し、売買代金をすべて納入されたことを確認した時点で引き渡します。それまでの間は、物件の形状変更等を行うことができません。



**【お問い合わせ先】**

丹波市財務部資産活用課管財係

TEL : 0795-82-0029 FAX : 0795-82-5448

Mail : shisankatsuyou@city.tamba.lg.jp